

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
欠席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	板 谷 政 弘	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
	1. 開催日時 平成23年11月21日(月) 午前9時00分から午前9時49分 2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室 3. 出席委員(36人) 別紙のとおり 4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり 5. 議事日程 日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議案第24号 農地法第3条関係 日程第3 議案第25号 農地法第5条関係 日程第4 議案第26号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 日程第5 決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について 日程第6 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 日程第7 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 日程第8 専決報告 現況証明願 日程第9 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書 日程第10 報 告 農地改良届出書 日程第11 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に 伴う農地転用 日程第12 そ の 他 6. 農業委員会事務局職員 (3人) 別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷺野継久、と 渡辺弘康 である。 8. 会議の概要 開会(午前9時00分) おはようございます、定刻となりました、お一人の欠席連絡をいただいております、その他全員の方のお揃いですので、平成23年11月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。 会長さん宜しくお願いします。
事務局長	
会長	《会長あいさつ》

	それでは、本日の出席者数は３７名中３６名で、定足数に達しておりますので、只今より１１月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第１、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、議席番号９番 佐藤信之 委員、議席番号１１番 水谷 隆委員を指名させていただきますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 議案第２４号 農地法第３条関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８件 議案第２５号 農地法第５条関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７件 議案第２６号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・ １件 決定第 ９号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定 による当委員会の決定について・・・・・・・・・・・・・・ ５４件 専決報告 農地法第３条の３第１項の規定による届出・・・・・・・・ ９件 専決報告 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・・・ ６件 専決報告 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４件 報 告 農地法第１８条第６項の規定による通知書・・・・・・・・ １件 報 告 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２件 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に 伴う農地転用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １件 それでは、議案第２４号 農地法第３条関係 ８件について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 （１番から８番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読）、５番と６番の受人は〇〇町でございますので、事務局にて自宅から申請地までの距離を測りましたところ１２．６km、時間につきましては２１分であり、県の指導１５km、３０分以内をクリアーしております。 尚、以上８件につきましては、農地法第３条第２項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。 以上です。 会長 只今、議案第２４号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 （発言なし） それでは、ご質問も無いようですので議案第２４号 農地法第３条関係 ８件
事務局	
会長	

事務局	について賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 有り難うございました、賛成多数により許可する事に決定します。 続きまして、議案第25号 農地法第5条関係 7件について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は〇〇市の借家に居住しておりますが、将来を考慮し分家の申請でございます、渡人・受人の関係は祖母と孫の関係でございます。 (2番、同項目を同様に朗読) 受人は申請地に隣接する土地に居住しており、利便性が良いため購入し、庭敷地として利用する計画でございます。 (3番、同項目を同様に朗読) 父と子の関係で、現在は〇〇市の借家に家族3人で居住しておりますが、将来を考慮し分家の計画でございます。 (4番、同項目を同様に朗読) 現在の駐車場へグループホームを建築する為、駐車場を確保する計画でございます。尚、駐車場は33台分を確保する計画でございます。 (5番、同項目を同様に朗読) 現在の工場敷地が手狭であり申請地へ工場の増設を行い、作業の効率化、従業員の福利厚生施設の充実を図る計画でございます。尚、この会社は電気関係のトランスを製造している会社でございます。 (6番、同項目を同様に朗読) 5番と隣接し、一体的に利用する計画でございます、内容は5番と同様でございます。今回5番と6番の2件に分けて申請でございますが、以前は建物の敷地と駐車場は都市計画法上別の申請となっていた事により、農地法も別の申請とする指導をしておりますので5番と6番は一体的に利用しますが二つの申請になっています。但し、この指導は法改正前の指導であり、本来は1件で受け付ける事の出来る案件でございます。5番と6番を分けて申請する事に作為的な事はございませんのでご理解をいただきたいと思えます。 (7番、同項目を同様に朗読) 現在〇〇市の借家に住んでおりますが、手狭なため分家住宅を建築する計画でございます。 以上7件、実質的には6件でございますが、いずれも農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われま、以上でございます。
会長	只今、事務局より議案第25号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
31番委員	すみません。

会長	はい、どうぞ。
31 番委員	グループホームの駐車場の関係で、大元のグループホームの記憶が無いのですが、これは既に農振除外及び転用の許可は得ておりますか。
事務局	はい、既に転用の許可がおりている所にグループホームを建てるという事で、今まで駐車場として使用しておりましたが、グループホームを建てる事により駐車場が無くなる為、今回の申請で駐車場を確保する計画でございます。
31 番委員	このグループホームの予定地が転用許可を得たのはいつ頃ですか。
事務局	18 年頃だったと思います。
会長	他、宜しいでしょうか。
	(発言なし) それでは議案第 2 5 号 農地法第 5 条関係 7 件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成という事で県へ進達する事に決定いたします。 続きまして、議案第 2 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (1 番の適格証明者住所・氏名、証明願いの内容・申請地・面積を朗読) 以上 1 件につきましては、事務局にて現地を確認し納税猶予を受ける為の要件に該当する為、証明できると思われます。
会長	只今、事務局より議案第 2 6 号の説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 (発言なし) それでは議案第 2 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件について賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成という事で証明する事に決定させていただきます

事務局	ます。 続きまして、決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について事務局から説明をお願いします。 《事務局説明》 決定第 9 号につきましては件数が多い為、7 ページから 12 ページまでの内容の集計概要を報告し説明とさせていただきます。 1 番から 54 番まで全体筆数で 200 筆、面積は 234,131 m²でございます。 円滑化団体のあいち海部農協さんが受人となって利用権設定された筆数は 20 筆、16,134 m²でございます。あいち海部農協さん以外が受人となった筆数は 180 筆 217,997 m²であり、受人は〇〇町の〇〇〇〇さんが 160 筆 201,863 m²、〇〇市の〇〇〇〇さんが 2 筆 2,636 m²、〇〇町の有権会社〇〇〇〇さんが 18 筆 13,498 m²、全て認定農業者でございます、この 3 者で合計 180 筆 217,997 m²、おおよそ 22ha が利用権設定された事となります。 その他の内容では、作物は全て水稲、新規は 43 筆 39,022 m²、再設定 157 筆 195,109 m²、契約期間は 5 年 6 年 10 年、権利の内容は全て賃借権でございます。 以上、簡単ではございますが経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画の集計概要を報告し説明とさせていただきます。 尚、この事案につきましては、基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。
会長	只今、事務局より決定第 9 号について説明をさせていただきましたが、何かご質問ございますか。
5 番委員	推定相続人とありますが、どう言ったものか。
事務局	農地について所有者が亡くなられてまだ相続されていない方は多々おられます。 利用権につきまして、その契約を結ぶにあたっては相続人である方しか結ぶ事が出来ませんので、代表で結ばれていると言った事でご理解をいただきたいと思いますが。
会長	宜しいですか。
5 番委員	はい。
会長	それでは、決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。

事務局

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・	9件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・	6件
専決報告	現況証明願・・・	4件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書・・・	1件
報告	農地改良届出書・・・	2件
報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用・・・	1件

について事務局より一括で説明をお願いします。

《事務局説明》

（専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から9番の届出者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読）以上9件の届出がございました。

（専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読）以上6件の届出がございました。 4番に関しましては、市の総務課より聞き取りしましたが、受人から払い下げの要望があり7月の愛西市財産評価審議会にて承認された事により今回の届出がございました。

（専決報告 現況証明願 1番から4番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考を朗読）以上4件の現況を確認し証明をさせていただきました。

（報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読）以上1件の解約の通知の提出がございました。

（報告 農地改良届出書 1番から2番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読）以上2件の届出がございました。 尚、1番につきましては、10月の届出の完了届けを受け現地を確認した結果、改良内容は良好であり今回の届出を受け付けさせていただきました。 要綱でいう原則 1,000㎡以内を超えておりますが、1回目の改良も良好でありましたので、今回受理させていただきました事についてご理解をお願いします。 又、今回の受付にて以前から問題であった石田町に積まれた土につきましては、全て処理された事を確認しました。

（報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番の認定電気通信事業者住所・氏名、所在地・地目・面積、事由、進達日を朗読）皆

	様方には初めての案件でございますので、少し説明を付け加えさせていただきます。 農地法第 5 条で転用のための制限が定められており、通常は許可が必要となりますが、第 1 項 7 号にその他農林水産省令で定める場合は、規則 53 条に制限の例外があり、その 14 号に認定電気通信事業者が電気通信の為の中継施設を設ける場合となっています。 今回の案件につきましては、その内容に該当しますので事業計画書を受け、県より通知がなされ農地転用が完了する事となります。 今回の案件につきましては既に内容が審査され 10 月 31 日に県より通知がされております。以上でございます。
会長	只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
32 番委員	はい。
会長	どうぞ。
32 番委員	農地改良届けの埋め立て期間などは法律では決まっているのですか、何ヶ月以内とか。
事務局	法律ではなく、私ども愛西市農業委員会の要綱では 6 ヶ月以内となっています。
32 番委員	罰則規定はありますか。
事務局	ございません。
会長	その他、宜しいでしょうか。
15 番委員	はい。
会長	どうぞ。
15 番委員	1 番の農地改良届けの事です、土は搬入されたのですがその前の道路の事で、10 t ダンプが出入りしましてアスファルトの陥没が激しく、雨など降りますとすごい水溜りなのですが、この様な場合は以前の様に復元をさせる指導は出来るのですか。
事務局	一回目の農地改良の受付時から私共も指導しております。 農地転用違反であるから直に土を退けなさい、及び大変道路が傷んでいるから直しなさいと本人に正したところ、本人より土を運び出したら道路も直しますと回答を得ております。 尚、道路の関係につきましては建設課が管理しておりますので、建設課の担当者にも報告させていただいております。

15 番委員	有り難うございます。
会長	その他、宜しいでしょうか。
	(発言なし)
	それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	有り難うございました、全員賛成ですので可決承認をさせていただきます。
	これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了させていただきます。
	(終了 午前9時30分)
	続きまして、その他に入らせていただきます。
	先月の農地パトロール報告をお願いします。
三輪副会長	八開地区 農地パトロール報告。
会長	ご苦労様でした。
	事務局より報告事項があれば。
	失礼します。
事務局長	・ 今月の農地パトロールは佐織地区を予定しておりますので、佐織地区委員の方は、佐織庁舎2階 第1会議室に11月25日（金）午後1時30分集合をお願いします。
	・ 次回、定例農業委員会は12月20日（火）午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。又、1月の農業委員会は午後4時からとし、親睦会会場の報告。
	・ 本日、定例会終了後、「農業委員会だより」編集委員会をこの場で開催しますので、編集委員の方は宜しくお願いします。尚、進捗状況を加藤編集委員長より報告させていただきます。

加藤副会長 事務局長	《加藤編集委員長より「進捗状況報告」》 有り難うございました。 ・お手元に来年の農業委員手帳を配布させていただきましたので、一枚目に氏名・生年月日・住所を記入していただき、ご活用していただければと思います。 農業会議より来年のカレンダーが参りましたので配布させていただきました。 ・普及センターニュース155号を配布させていただきました。 ・11月26日の農産物品評会の表彰式と即売会の開催報告。 ・海部農林水産事務所より「農林漁業人権問題啓発推進事業の実施に関する」アンケート調査への協力依頼がありましたのでご協力をお願いします。農業委員活動に直接関わる調査ではございませんが宜しくお願いします。 アンケートの回収は次回の農業委員会（12月20日）に回収させていただきます。 ・農地利用状況調査の依頼。
事務局長	（期間：平成23年11月20日から平成24年2月20日まで） 《渡辺より、利用状況調査について説明及び調査に対する質疑》
会長	ご足労をおかけしますが宜しくお願いします。 事務局からは以上でございます。
	局長より報告がございましたが、ご質問等ありますか。 （発言なし） これをもって11月定例農業委員会を閉会いたします。 閉 会（午前9時49分） 上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。 平成23年11月21日 会 長 日 永 熙 議事録署名者 議席番号9番委員 佐 藤 信 之 議事録署名者 議席番号11番委員 水 谷 隆

--	--